

生徒心得

本校の教育目標の精神に基づき、自主的に規律ある健全で明るい学校生活を送るため、次の心得を積極的に実践するよう努力すること。

第1章 登校就学

第1条 毎日始業5分前までに登校すること。

第2条 登校後は終業までに許可を得ないで校外に出ないこと。やむを得ない事由があるときは、必ず許可を得ること。

第3条 遅刻・早退・欠席・欠課の場合は、その都度速やかに、学級担任に届け出なければならない。病気で一週間以上続けて欠席する場合は、医師の証明書等を添えること。

第4条 早退・欠課は必ず許可を得ること。ただし、病気理由による早退の場合は養護教諭の指示を受けたのち学級担任の許可を得ること。

第2章 礼儀

第5条 礼儀は相手に対して尊敬と親愛をあらわすものであるから、礼儀を重んじその習慣を身につけること。

第6条 来賓及び教職員などに対しては、礼を失することのないようにすること。

第7条 生徒相互間においても同様とすること。

第8条 授業の前後には教職員に礼をすること。

第3章 服装

第9条 服装は人の品格と作法に関するものであるから端正・清潔・質素にすること。

第10条

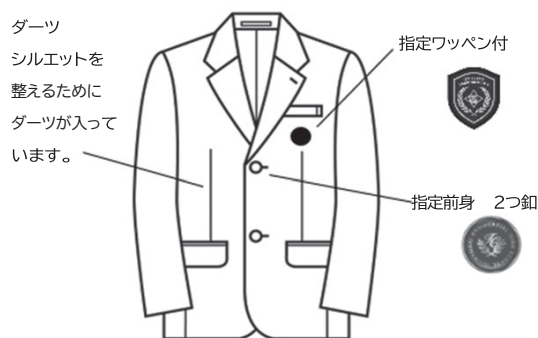
(1) 男子制服

上 着 2つ釦シングルジャケット（濃紺）に、オリジナル釦と左胸に校章ワッペンがあるもの。

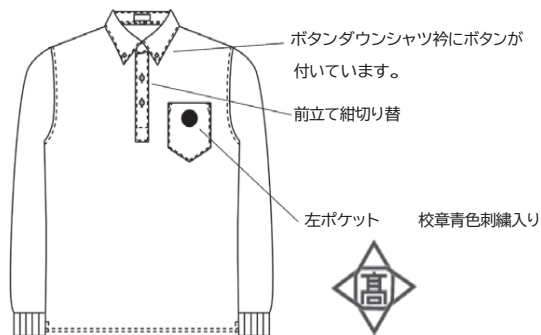
シャツ ボタンダウンカラーのポロシャツで左胸に校章の刺繍があるもの。

ズボン 紺色ワンタックスラックス。体格に合ったもの。（夏用・冬用あり）

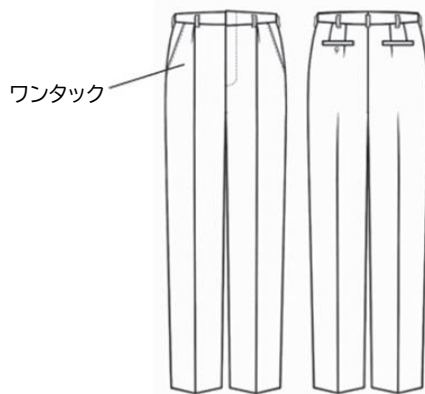
男子 上着



男子 長袖ポロシャツ



男子 夏冬スラックス



(2) 女子制服

上 着 4つ釦セーラージャケット（濃紺）に、オリジナル釦と左胸に校章ワッペンがあるもの。

シャツ 長袖セーラー型衿シャツで左胸ポケットに青色刺繍で校章のあるもの。

ソックス 紺色ソックスで青色刺繍で校名刺繍のマークがあるもの。

ズボン 女子用ノータックスラックス。

スカート 濃紺でウエスト5cm巾カーブベルト仕様であり、校名裾刺繍があり 20本車ひだがあるもの。（丈は膝にかかるようにする）

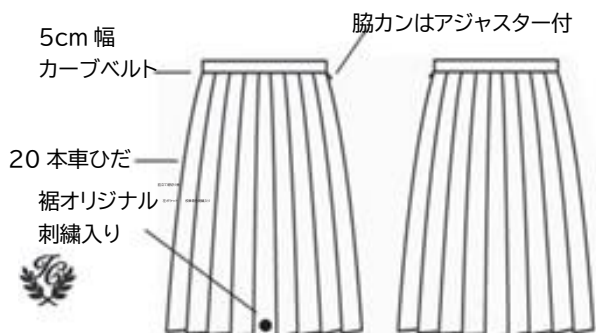
※ニットベスト（濃紺）・セーター（濃紺）は左胸に校名刺繍のあるもの。（男女兼用）

※スカート丈は膝にかかるようにする。

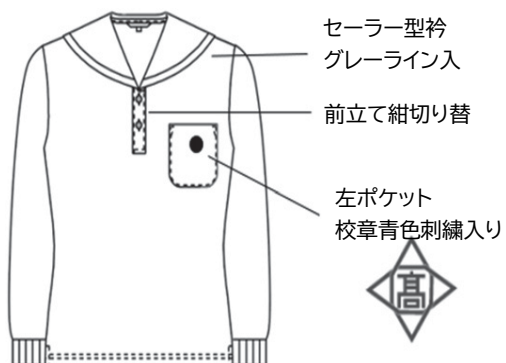
女子 上着



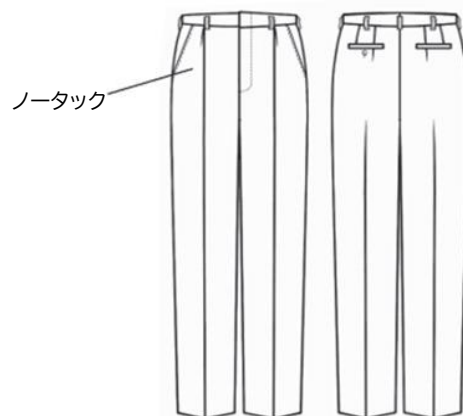
女子 夏冬スカート



女子 長袖セーラーポロ



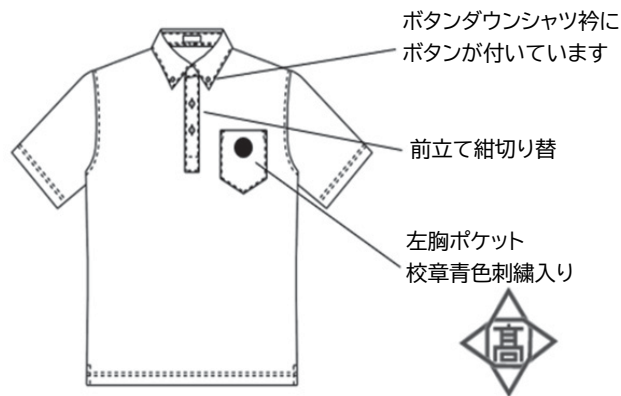
女子 夏冬スラックス



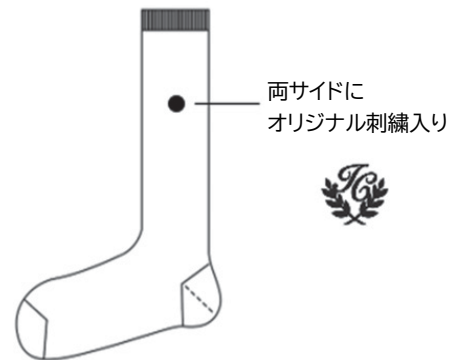
(3) 夏季期間の服装（6月1日～9月30日）

男女ともに上着を着用しなくとも良い。半袖の着用は指定の男女兼用半袖ポロシャツで、ボタンダウンカラー、左胸ポケットに青色刺繍があるもののみとする。天候等によるベスト・セーターの着用は指定のものを適宜行う。

男女 兼用半袖ポロシャツ



女子ソックス



男女 兼用ニットベスト



男女 兼用セーター



(4) 春・秋・冬季期間の服装

男女ともにジャケットを常時着用。防寒対策は指定のベスト・セーターまたは防寒下着で行うこと。また指定の服装以外やジャケットからはみ出すものの着用は認めない。

第11条 通学用靴は安全を考慮したものとし、サンダルは禁止とする。上履きは学校指定のサンダルとする。

第12条 やむを得ない事情のため異装にする場合は、所定の届出用紙を提出して生徒支援部の許可を得ること。

第13条 次の場合は制服とする。

1. 登校・下校の時（休業日における部活動時トレーニングウェア可）
2. 部活動の試合・遠征等の時
3. 他校を訪問する時

第4章 規律

第14条 規律を守ることは社会人にとって最も必要な条件の一つであるから、この習慣を養うように努めること。

- 第15条 生徒はよく校舎・校具・校庭を大切に使用し、汚損・破損等の事はしてはならない。もし汚損・破損等の事があった時は、直ちに届け出ること。
- 第16条 放課後は部活動・補講・生徒会等の必要ある時、または学校の許可を受けた時以外は理由なく学校に止まらないこと。
- 第17条 生徒は教室その他の場所を掃除すること。
- 第18条 校内は常に清潔を保ち、紙屑その他の廃物を散乱しないこと。
- 第19条 校内においては常に静粛にし、言葉遣いにも留意して他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- 第20条 校外においても公衆道徳を守り品位ある行動をとること。
- 第21条 飲酒・喫煙・薬物乱用・無免許運転等、法に触れるような行為は絶対にしないこと。
- 第22条 住所や下宿先を変更するものは、あらかじめ届け出ること。
- 第23条 無断で校具を使用し、又は搬出、移動をしないこと。
- 第24条 休日に校舎校庭を使用する時は担任又は顧問に申し出ること。
- 第25条 夜間はみだりに外出してはならないが、保護者の許可を得て外出する場合でも、午後9時まで帰宅すること。

第5章 衛生

- 第26条 本人又は同居人が法定伝染病にかかった時は、速やかに学校に届け出ること。

第6章 頭髪等について

- 第27条 頭髪は他人に不潔感を与えず、又流行を追う髪型にしないこと。パーマ、染色、脱色、そり上げ、ウィッグ、エクステ等は禁止します。イヤリング、ピアス、ネックレス、指輪等の装身具の使用や、マニキュア、口紅等の化粧は認めない。

第7章 その他

- 第28条 生徒間ではみだりに金銭・物品等の貸借・集金・売買行為をしないこと。
- 第29条 携帯電話等の使用について、授業中や行事の最中、清掃中の使用は厳禁とする。SNSの利用については、社会通念に反しないようにすること。
- 第30条 学校内における生徒の掲示物は、生徒支援部の許可を受け、指定された場所に掲示すること。
- 第31条 本規定は規定した事項の外でもとくに学校で禁ずる事項または本校教育の趣旨に反する事項はしないこと。
- 第32条 本規定実施に必要な事項がある時は別にこれを定める。

昭和42年 4月 1日改正
昭和49年 4月 1日改正
昭和50年12月 9日改正
昭和60年 3月22日改正

平成	元年	4月	1日改正
平成	17年	4月	1日改正
平成	18年	4月	1日改正
平成	30年	4月	1日改正
令和	4年	4月	1日改正